

認定こども園 cuddle（カドル） 重要事項説明書

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人飛龍会
所 在 地	福岡県京都郡みやこ町犀川本庄 442
電 話 番 号	0930-42-2611
代表者氏名	理事長 西郷 信行

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所型認定こども園	
施 設 の 名 称	認定こども園 cuddle（カドル）	
施 設 の 所 在 地	福岡県京都郡みやこ町犀川本庄 442	
連 絡 先	TEL：0930-42-2611 FAX：0930-42-3145	
管 理 者	園長 西郷 信行	
対 象 児 童	・ 1号認定 満3歳から小学校就学前の保育を必要としない児童 ・ 2号認定 満3歳から小学校就学前の保育を必要とする児童 ・ 3号認定 0歳から満3歳未満の保育を必要とする児童	
利 用 定 員	1号定員（3.4.5歳児）	15人
	2号定員（3.4.5歳児）	34人
	3号定員（0.1.2歳児）	26人
開 設 年 月 日	令和 3 年 4 月 1 日	
事 業 所 番 号	法人番号 7290805006347	

3 事業の目的・運営方針

認定こども園 cuddle（カドル）（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童の保育・教育を行うことを目的とします。

保育理念

1. 児童福祉法に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行う児童福祉施設で、入所する子どもの健全な心身の発達を図り、最善の利益を考慮してその福祉を積極的に増進させる。
2. 保育所、老人福祉施設、放課後児童クラブ等、世代間交流を通して豊かな思いやりの心をそだてる。

3. 職員の資質、専門性の向上に努める。

(1) 保育方針

- 1.家庭や地域社会との連携を図り、入所する子どもの保護者に対する支援や積極的な園庭解放などを通じて、地域の子育て家庭に対する支援等の役割を果たす。
- 2.恵まれた自然環境の下で、子どもが健康安全で情緒の安定した生活ができる場を提供する。
- 3.養護と教育が一体となって、思いやりのある豊かな人間性を持った子どもを育てる。

(2) 保育目標

- ・園名 cuddle に基づき、一人ひとりの個々の成長に寄り添い、愛情深く見守る。
- ・めぐまれた自然環境の中で、心身共に健康な子どもを育てる。
 - ・素直に話を聞ける ・約束を守れる ・本当のことを言える
 - ・進んで協力できる ・やさしい心を忘れない（他者を思いやれる）

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地	敷地全体	343,422 m ²
	園庭	999.94 m ²
園 舎	構造	木造一部二階建て
	延べ面積	696.03 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
保育室	6 室	0 歳児から 5 歳児まで各 1 クラス
調理室	1 室	
調乳室	1 室	
沐浴室	1 室	
多目的室	2 室	
事務・医務室	1 室	
職員室	1 室	

5 職員の体制

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
副園長	1	1		
主任保育士	1	1		
保育士	18	11	6	(副主任保育士含む)
調理員	4	3	1	
その他	3	2	1	・准看護師 ・用務員

6 教育・保育を提供する日

- (1) 教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。
ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。
- (2) 1号認定の児童への教育・保育の提供については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる日については基本休園となります。

ア. 土曜日

イ. 夏季休日 8月13日から15日

ウ. 学期末休日 3月24日から31日

なお、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、保育を提供いたしますが、下記の利用者負担が必要となります。

保育時間	利用料		利用料単位	備考
9:00 ～ 15:30	350 円	350 円	1 回	保育料
		0 円	1 回	給食代・おやつ代

※土曜日に園行事があるときは、上記の利用者負担は必要ありません。

- (3) 非常変災その他急迫の事情があるときには、臨時に休園とする場合があります。

7 教育・保育を提供する時間

教育・保育を提供する時間は、次のとおりとします。

- (1) 教育標準時間認定に係る保育時間

教育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、9時から15時30分までの範囲内の時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から9時前まで又は15時30分を超えて19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします。ただし、8時30分から9時前まで、15時30分から16時までは登降園時間とみなし、利用料はいただきません。

延長保育時間	利用料	利用料単位	備考
7:00 ～ 8:30	100 円	1 回	保育料
16:00 ～ 18:30	200 円	1 回	保育料
18:30 ～ 19:00	100 円	1 回	保育料・おやつ代

(2) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、早朝7時～7時30分（無料）、夕方18時30分を超えて19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします。

延長保育時間	利用料	利用料単位	備考
18:30 ～ 19:00	1,000 円	月極	申請必要、おやつ代含む 月～土曜日
18:30 ～ 19:00	100 円	1 回	おやつ代含む

(3) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分前まで又は16時30分を超えて19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします。

延長保育時間	利用料	利用料単位	備考
7:00 ～ 8:30	100 円	1 回	
16:30 ～ 18:30	200 円	1 回	
18:30 ～ 19:00	100 円	1 回	おやつ代含む

8 提供する教育・保育等の内容

当園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、子ども・子育て支援法（平成24年度法律第65号）（以下「支援法」という。）、その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領（平成20年告示）、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年告示）、保育所保育指針（平成20年告示）を踏まえ、以下の教育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定保育の提供

上記 7 に記載する時間において、保育を提供します。

☒ 交流事業

世代間交流事業 異年齢交流事業

☒ 食事の提供

完全給食・手作りおやつ

児童の年齢に応じ、食事の提供を行います。

食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

☒ その他

延長保育事業 早朝・夕方

放課後児童健全育成事業（定員 80 名で実施・40 名 1 ユニット×2）

9 利用料金

(1) 特定教育・保育にかかる利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。（無償化の対象外の地域）

(2) 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる保育料のほか、別に定める費用を負担していただきます。

（制服・体操服、主食費等）

利用者負担金については、別紙にてお知らせします。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(2) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

(3) 2号認定及び3号認定の児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(5) 保護者が退園を申し出たとき

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	古賀医院
医 院 長 名	古賀裕之
所 在 地	みやこ町犀川本庄 568-1
電 話 番 号	0930-42-0061

(2) 歯科

医療機関の名称	本坂歯科医院
医 院 長 名	本坂裕之
所 在 地	行橋市南大橋4丁目7番19号
電 話 番 号	0930-55-6678

1 2 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、園医又は、かかりつけ医の診察、保護者の緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

また、虐待等が疑われる状況を発見した際には、行政窓口へ連絡いたします。

1 3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 主任保育士 ・責任者 園長 ・ご利用時間 9時～17時 ・電話番号 0930-42-2611 ・FAX 0930-42-3145 担当者が不在の場合は、職員までお申し出ください。	
第三者委員	西川裕子(保護司)	電話番号 093-434-6572
	中川準一(保護司)	電話番号 0930-43-5067
運営適正化委員会 (福岡県社会福祉協議会)		電話番号 092-915-3511 FAX 092-584-3354

1 4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。	
防災設備	・簡易消火設備 (有)	・誘導灯 (有)
	・ガス漏れ報知器 (有)	・非常警報装置 (有)
	・その他、カーテン・敷物・建具等の防災処理 (有)	
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。	

1 5 写真掲載

当園では、おたより、ホームページ、SNS（コドモン）等において、児童の活動の様子や児童が製作した作品等の写真を掲載しています。個人情報の保護に基づき、保護者の同意をいただいておりますので、写真掲載についての意向を別紙にご記入の上、提出してください。

1 6 園からの情報提供ならびに園児の個人IDについて

当園では、保育・教育支援ツールアプリ CODMON（コードモン）を利用して情報の提供ならびに保育・教育管理を行っています。（お知らせ、園便り、給食便り等の配信・保育士の必要書類の作成、個人記録等）また園児個人のIDにて登園管理、個人連絡、担任とのやりとり（連絡帳）等を行いますので、ダウンロードが可能な家庭（スマートフォン・タブレット）は必ず登録をしてください。

どうしても登録が不可能な家庭は園の方にお知らせください。

1 7 守秘義務及び個人情報の取り扱いについて

個人情報は、当園が定める個人情報保護マニュアルに基づき取り扱います。また、次に掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供または使用することがあります。

(1) 保育所児童保育要録を送付するとき

小学校就学の際には、子どもの育ちを支えるための資料（保育所児童保育要録）を法令に基づき入学予定の小学校へ送付することとされており、保育に関する記録等について入学予定の小学校へ情報提供を行います。

(2) 市町村による巡回訪問が実施されたとき

市町村の巡回訪問事業（発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う事業）が実施された際に、市町村に対し必要な情報提供を行うことがあります。

(3) 緊急を要するとき

緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。

(4) 保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき

保育を提供するにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき支給認定を行った市町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。

(5) 子ども及び子どもの世帯の情報

提出された資料の子ども及び世帯の情報は、保育の提供に必要な範囲に限って使用します。

(6) お問い合わせ等の対応

園への各種お問い合わせ等の対応については、基本的に提出された児童家庭調査票の同居家族の構成欄に記載されている父母のみとします。ただし、負傷又は疾病、業務の都合などにより、父母以外の方からのお問い合わせが必要な場合は、別紙にご記入の上、提出してください。

18 令和6年みやこ町副食費の補助実施について（みやこ町在住の方）

令和6年4月1日より「みやこ町教育・保育施設等における副食費補助金交付申請書」を提出することにより補助を受ける事ができます。（要領収書等）

また「代理受領委任状」に同意し提出された場合、保護者からの毎月の徴収は行われません。（上限額を超えない範囲）

19 その他の留意事項

宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動・政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
--------------------	---

別 紙（令和 8 年 4 月 重要事項説明書）

1. 写真掲載について

「15 写真掲載」について、以下のどちらかに☑してください。

- ☐ 同意します
☐ 同意しません

（理由： ）

2. 園からの情報提供について

「16 園からの情報提供」について、以下のどちらかに☑してください。

- ☐ コドモンを利用して確認する（コドモンで確認するため、園からの連絡は必要としない）
☐ 園より直接、電話連絡を受ける（電話回線が混み合うため、保護者の方からの問い合わせはご遠慮ください）

3. お問い合わせ等の対応について

「17 (6)お問い合わせ等の対応」について、該当する方がいる場合、氏名を記入してください。

（児童から見た続柄： 氏名： ）

4. 代理受領委任状について（みやこ町在住の方）

「18 代理受領委任状」について、以下のどちらかに☑してください。

- ☐ 同意して提出します
☐ 同意しないため園に支払いをします

5. 重要事項の説明について

私は、書面に基づいて認定こども園 cuddle の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

児童から見た続柄：

※必要事項を記入し、この別紙のみ園に提出してください。

（認定こども園 cuddle 運営規定 別表）

R8.4.1～

保育・教育の提供に要する実費に関わる利用者負担金等

※ 給食費以外は業者に直接注文のためアプリ内でよくご確認ください。

こども園は販売には関与していません。

品 名	料 金	備 考
カラー帽子（タレツキ）	990 円	必要
体操服	1,870 円	希望者
体操ズボン	1,650 円	希望者
遊び着（半袖）	1,760 円	希望者
（長袖）	1,870 円	
制服上着	6,270 円	希望者
制服ズボン	3,630 円	希望者
スカート	4,510 円	
カバン	4,180 円	希望者
延長保育料（保育園）	別表参照	
預かり保育（幼稚園）	別表参照	
主食費	別表参照	（3 歳児～）
給食費（副食費） （無償化にはっていない地域）	別表参照	保育園部（3 歳児～） 幼稚園部（満 3 歳児～）
その他教育に必要とされる 教材費	その都度お知らせします	

※ 備考欄の希望者の所は他に代わる物（前の保育園、兄弟の使用していた物）があれば購入しなくても大丈夫です。

※ クラス帽の L L サイズ、体操服・体操ズボン・遊び着・制服上着・制服ズボン・スカートの 140、150cm は 2 割増しの料金となります。